

コメントの概要とコメントに対する考え方

| コメントの概要 | コメントに対する考え方 |
|---|---|
| 【全般】 | |
| <p>○異業種による銀行業参入、インターネット・ATM等非対面取引を専門に行う業務形態等、新たな形態の銀行設立の動きは、金融技術の革新、競争促進等を通じて、我が国金融の活性化や利用者利便の向上等に寄与すると期待され、基本的に歓迎すべきものである。他方、新たな形態の銀行についても、通常の銀行と同様、銀行法上要請されている銀行業務の健全かつ適切な運営の確保が必要である。今般の指針は、こうした要請に迅速かつ公正・透明に応えようという取組みであり、評価される。本指針は、概ね適切であり、基本的にこの内容で速やかに決定すべきである。</p> <p>○本指針案は、事業会社による新規参入に関して、その積極的側面を肯定的にとらえた上で、現行法令下での免許審査等における対応方針を明らかにしており、全体として評価できる。他方、本指針案では、参入する事業会社に対し、子銀行の健全性確保の観点からの確認のための措置が盛り込まれているが、こうした措置を過度に運用する結果として新規参入による競争促進の流れが損なわれることがあってはならず、この点について十分な配慮が必要（事業親会社等に関する確認はあくまで子会社の健全性を担保するための補完措置であり、必要最小限の運用とすべき。）。</p> <p>○本指針案に掲げられている5項目は、新銀行利用者の立場から適正な指針であり、従って、これ以上の規制はすべきではなく、また、拡大解釈による規制指導等も出来るだけ避けるべき。但し、親会社の資産内容、経営姿勢等については十分審査すべき。</p> <p>○新しい形態の銀行については、事業親会社の財務体質について万全の調査を行った上で速やかに免許を与えるべき。また、5項目の指針案を拡大解釈する等して規制強化することは避け、新銀行を育成する姿勢に徹するべき。</p> <p>○新銀行に対しては、本指針案以上には全く規制を行わない発想で運営を行わせてはどうか。従来の銀行行政とは全く異なった発想で免許を下ろし、自由で活力のある金融サービスを提供できる銀行を作れるようにすることを期待する。</p> <p>○当局は、預金者の利便性を高めるとともに業界の健全な発展に資するためにも、異業種による新しい銀行の育成に視座を置いて頂きたい。また、免許審査・監督の際において、過度の裁量が働かな</p> | <p>○御指摘の趣旨を踏まえて適切に対応して参りたい。</p> <p>○同上 なお、事業親会社等に関する確認についても、銀行法上要請されている銀行業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、必要な限度において行うものである。</p> <p>○基本的には、御指摘の趣旨を踏まえて適切に対応して参りたい。なお、本指針は、あくまで、新たな形態の銀行における新たなリスクに対処のように対応していくかとの観点から策定したものであり、新銀行の免許審査及び監督に当たっては、本指針の他、通常の銀行と同様、銀行法等に基づき、財産的基礎、人的構成、内部管理体制等に関する十分なチェックを行うことになる点、御留意願いたい。</p> <p>○同上</p> <p>○同上</p> <p>○同上</p> |

いように、客観的かつ明文化された指針の策定及び運用が求められる。

○異業種の参入は、国民経済的な観点から真に意義のあることと考える。IT技術の進歩・変化を十分念頭においた基本的な考え方は評価する。異業種の参入に当たっては、徒に制限的に運用することなく、当該志望者の将来性も見据えて柔軟に対応することを期待する。また、免許後の監督においても、あくまでも新銀行を育成していくという見地から運用を行って頂きたい。

○コンビニにCD（現金自動支払機）を設置する等24時間出し入れ自由な銀行に対しては、積極的に免許を与え、国民生活の利便性や公共の福祉に配慮すべき。更に、低額な資金の取扱いや貸付けを行わない場合、インターネットによる資金移動の場合については、自己責任の原則に基づき、監督は極力弱めるべき。

○基本的な考え方はかなりの前進と評価できるが、それが適切に運用されるよう以下の点を希望。
金融システムの安定と必要最小限のルール明確化を図りつつ、自由な企業活動を保証することにより、日本がIT技術の国際競争に立ち遅れることのないようバランスのとれた運用とする。
銀行の健全性の確保は最重要課題ではあるが、他方、例えば、事業リスクの遮断を厳格に求める等、過度のハードルを設定することにより、新規参入の機会を縮小することのないよう、バランスのとれた明確な判断基準の導入が望まれる。
既存銀行に比してアンフェアとなるような規制や負担を課すべきではない。例えば、信用リスクをとらない新しい形態の銀行にのみ、金利リスク等に対する追加的な自己資本を求めるのは、既存銀行も金利リスク等を取っていることに鑑み、慎重に扱う必要がある。
免許審査・監督の過程において、明文化されない、あるいは解釈が明確でないルールに基づき運用されることのないよう配慮する必要がある。

○本指針案は、「経営の健全性が確保されるならば多様な形態の銀行を承認する」という金融当局の基本姿勢を明確に示したものであり、基本的に賛成。本措置は、日本の閉塞的な金融界に刺激を与えて、銀行の活性化、競争力強化に繋がり、結果としてユーザーの利便の向上に資するものとして大いに歓迎する。金融行政も一刻も早く、「ユーザー本位」の行政に転換すべき。そのことよって初めて60兆円の国費投入も生活者の理解と支持が得られると考える。

○仮に新たな形態による参入を認める場合であっても、金融秩序の維持を前提に、地域経済への影響や中小零細企業の事業活動等に混乱等が生じないよう十分な配慮が必要であり、そのためにも、明確な基準の明示とともに慎重かつ十分な免許審査が望まれる。更には、今後予定されている銀行法の改正にあわせ、地域社会再投資法の制度化も視野に入れ検討いただきたい。

○同上

○同上

○同上

なお、金利リスク、事務リスク等に対する追加的所要自己資本が金融機関一般に求められるべきことは御指摘の通りであるが、既存の銀行は既に自己資本の厚みがあり、これらのリスクもある程度吸収できるのに対し、信用リスクをほとんど取らない形態の銀行については、現行の信用リスクを基本とした自己資本比率規制の下では自己資本がほとんど不要となり、より問題が顕在化することから、特に採り上げたものである。なお、金融機関一般の金利リスク、事務リスク等に対する所要自己資本については、現在、バーゼル銀行監督委員会において検討中であり、これが具体化された際には、金融機関一般に対し適用されることになる。

○同上

なお、利用者の視点に立った金融行政の重要性については、御指摘の通りと考えており、引き続き、努力して参りたい。

○同上

なお、地域社会再投資法に関しては、金融機関の個々の融資については、基本的には、各金融機関の自主的な判断により行われるものであることから、政府が法律により一律に規制することについては、慎重に考えるべきものと考えている。

| | |
|--|--|
| <p>○本指針案は、全体的に、現状の追認を前提とした場当たりの対応という印象を受ける。方向性としては、銀行持株会社に対する規制監督との整合性も勘案し、事業親会社等が銀行の主要株主になるようとする場合の事前の認可制の導入も含め、監督当局が事業親会社等に対し直接的に権限行使できるようにする等、立法上の手当ても含めた抜本的な対策の検討を行うことが重要。</p> <p>○銀行法第4条第2項第3号の規定は、免許の審査基準として、地域における資金の需給状況等に照らし、金融秩序を乱すおそれがないことを挙げているが、異業種からのインターネット等を利用した銀行の免許審査にあたっては、地域金融機関に与える影響について新規参入者の事業計画を十分審査の上、地域の金融秩序を乱さないよう配慮が必要。</p> <p>○一般的に形式的な留意事項になっており、当局の裁量に委ねられている部分が多いため、裁量行政とならないよう、具体的な基準を示す必要があるのではないかと。</p> <p>○免許付与の際、付与に至った判断内容を開示すべき。</p> | <p>○現行銀行法上、事業会社を親会社等に持つ形態の銀行は禁止されていない。本指針は、このような状況の下で、現行銀行法の枠内で、免許審査・監督を的確に行う観点から策定したものである。なお、当局としても、「基本的な考え方」で述べている通り、銀行の健全性に支障をもたらすような不適格な主要株主を把握し、これを排除し得る権限を監督当局に付与すること等について検討が必要と考えており、今後、金融審議会等において検討して頂くことを予定している。</p> <p>○平成11年3月に閣議決定された「規制緩和推進3か年計画（改定）」においては、「銀行法第4条第2項第3号に基づく新規の参入に対する需給調整規制は行わないこととする」とされており、新銀行の免許審査に当たっては、同計画の趣旨を踏まえつつ対応していくことになる。</p> <p>○本指針は、新たな形態の銀行に対する免許審査・監督を的確に行うためには、現行銀行法の規定の解釈ないし運用を明確にする必要があるとの観点から、できる限り具体的な基準を示したところである。</p> <p>○個別の免許審査の過程を公表することについては、個別の免許申請者に不測の損害を与えるおそれがあり、基本的には困難と考える。</p> |
|--|--|

【 1 . 子銀行の事業親会社等からの独立性確保の観点】

| | |
|---|--|
| <p>○子銀行の事業親会社等からの独立性確保については、十分な配慮がなされるべき。利用者保護の観点に立てば、事業親会社等のリスクが子銀行に及ぼす影響を排除するという視点は当然のことである。他方、IT技術社会の到来がもたらす利便性や効率面、コスト面での利益をいかに生活者に還元していくかという観点からみると、子銀行の経営に、独自性や機動性を持たせる上からも行政による過度の介入は避けるべきである。</p> <p>○「機関銀行化」を防ぐ意味からも親企業からの独立性の確保が重要。本指針案でも、必要な対策は盛り込まれているが、業際化が進むなかで、親会社の業績悪化に対応できるファイアウォールの条件設定を早急に検討するべきである。</p> <p>○子銀行は経済合理性を迫られたり、業務の生産性向上のために、銀行業務の一部を事業親会社等に委託したり、事業親会社等の職員が銀行員を兼務することになると思われ、安全対策（保安）、リスク管理上問題が発生し易いことから、健全かつ適切な運営が行われているかを一般企業よりも厳しく監督すべき。</p> <p>○事業親会社と子銀行の関係は、それぞれの事業展開の中で微妙に変化するものであることから、子</p> | <p>○御指摘の趣旨を踏まえて適切に対応して参りたい。</p> <p>○同上 なお、本指針案においては、子銀行の経営の独立性を求めるとともに、更に、事業親会社等からの事業リスクの遮断を求めているところである。</p> <p>○同上</p> <p>○子銀行の事業親会社等からの独立性確保の観点から、免許後の監督において留意すべき事項は</p> |
|---|--|

銀行の経営の独立性を継続的に確保し、その事実を当局が把握する方策を検討することが必要。

- 「独立性」の意味を明確にすべき。その上で、事業親会社等との間の連絡、通信、交際等をどこまで遮断するかを明確にし、その遮断を保証する内部管理制度を作ることを求めるべき。また、当該内部管理制度の整備状況は、事業親会社等及び子銀行の双方に対し会計監査において検証するとともに、監督当局の直接の立入検査を厳格に実施すべき。また、内部管理制度に対する効果的な監査のため、事業親会社等と子銀行の監査人は同一であることを求めるべき。
- 事業親会社の定義付けは意味あることと考えるが、銀行経営の独立性の確保については、その具体的確保策について明示すべき。
- 「独立性」を定義なしで銀行監督の前提に置くことは、監督当局の裁量権の拡大となり、事業リスク遮断の観点との関係からも異業種参入による銀行業のイノベーションを減殺、消滅させるおそれ。「独立性」は「銀行経営陣の経営判断の独立性」と定義されるべきであり、「独立性」の問題は、子銀行の機関銀行化の防止である。
- 事業会社等は事業戦略上の要請に基づき銀行経営に参画するため、主要株主に事業会社が存在することと、銀行経営の独立性を確保することとは、利益相反関係に陥りかねないことから、「子銀行の健全性が損なわれることのないよう」との判断基準を明示するとともに、十分な審査をお願いする。
- 新規に参入する銀行が銀行としての信用を維持するためには、子銀行と事業親会社等の経営の完全な分離が必要。具体的には、営業所の分離（インスタブランチの場合の仕切り等）、営業資産の分離（親子間取引における正当な対価の支払等）、従業員の分離（親会社の従業員による銀行業務の禁止等）、営業資金の分離（物販の資金、銀行が受領する資金、公共料金等の収納代行による資金の区別等）顧客情報の分離・顧客情報の保護等について、きめ細かい監督が必要。
- 免許審査において確認すべき事項として、「事業親会社等の事業戦略における子銀行の位置付け」が挙げられているが、具体的にどのような場合には是とされるのか。また、事業戦略上の位置付けは、免許後も継続的に確認すべきである。例えば子銀行の業績が悪化した場合、親会社が事業戦略を変更して子銀行株を売却する等の事態も想定されるが、こうした事業戦略の変更と子銀行の経営に対するコミットメントをどう両立させるかという点の検討も必要。

、本指針の . 1 . (2) b . に記述している通りである。

- 本指針で求めている「独立性」については、例えば、「子銀行の経営陣が常に銀行経営の健全性を最優先として、独立して経営判断を行う経営体制が確保されているかどうか」や、「銀行業務の一部を事業親会社等に委託したり、事業親会社等の職員が銀行員を兼職すること等により、保安上ないしリスク管理上、銀行業務の健全かつ適切な運営が損なわれていないか」等の観点を挙げており、具体的には、各申請者においては、本指針の趣旨を踏まえ、それぞれの実情等を勘案して、内部管理体制等の整備を行うことが求められるとともに、その整備状況については、免許後の監督においても、チェックしていくことになる。
- 同上
- 同上
- 「子銀行の健全性が損なわれることのない」ことの具体的な基準は、本指針の . 1 . (2) a . のイ) やウ) 等に記述している通りである。
- 基本的には、御指摘の趣旨を踏まえて適切に対応して参りたい。
- 「事業戦略における子銀行の位置付け」を確認すべき事項として掲げているのは、子銀行を事業親会社等の機関銀行と位置付けるような事業計画になっていないかどうかを確認する、いわゆるネガティブチェックのためであって、そうでない限り、当局として特段問題視することはないと考えられる。また、この点は、当然、免許後も確認していくことになる。なお、事業親会社等の事業戦略の変更による子銀行の株式の売却については、これを当局が阻止することはできないと考えるが、事業親会社等に起因する

○指針案では、親会社と子銀行の間で役員を兼務する事を全面的に禁止しているが、当該役員の権限、員数その他関与の度合いなどに応じて、禁止される場合を特定すべきであり、何らかの基準を設定することが現実的。「投資組合」の場合、ファンドの健全性を図るうえからも、投資組合役員が投資先の役員を兼務する事は一般的に行われており、監督権の行使としてその意義は認められ、禁止されるべきではない。

○「子銀行の役員が事業親会社等の役員又は職員を兼任する」ことは、金融機関の健全性、独立性、さらに公共性の観点からも認めるべきではない。

○子銀行の役員と事業親会社等の役職員の兼任禁止に加え、例えば、役職員の一定比率は事業親会社等以外の出身者とする等、具体的な基準を示すべき。加えて、事業親会社等が子銀行の議決権の過半数を有している場合には、別途の措置が必要。

○子銀行の役員が事業親会社等の役員を兼任することについては、銀行法7条（取締役の兼職禁止）の規定を厳格に適用すべき。また、子銀行を実質的に支配するケースとしては、役職員の兼任の場合のみならず、元役職員の派遣による場合や事業親会社等の多数の職員が子銀行へ出向する場合等も考えられることから、具体的な事例等を明示すべきである。

○子銀行が事業親会社等の店舗を共有する場合において、保安上及びリスク管理上、事業親会社等への業務委託は認めるべきではないし、事業親会社等の職員が銀行員を兼職することも認めるべきではない。

○事業親会社等の店舗を共有する場合において、保安上及びリスク管理上、銀行業務の健全かつ適切な運営が損なわれることのないよう、具体的な基準を明示すべき。

○「銀行の経営方針に重要な影響を及ぼし得ると想定される主要株主」については、20%以上の形式基準にとられることなく、実質影響力基準と同等あるいはそれ以上に厳格に適用すべきである。

リスクとして、あらかじめ子銀行において対応策を策定していくよう、本指針（ . 2 . (2) a ア ） において求めているところである。

○本指針では例示として役職員の兼任を掲げているが、これを一律に禁止しているものではなく、「子銀行の経営陣が常に銀行経営の健全性を最優先として、独立して経営判断を行う経営体制が確保されているかどうか」等について実質的に判断することとしている。その判断に当たっては、当然、役員の員数その他関与の度合いについても、個々のケースに応じて十分考慮することになる。

○同上

○同上

○同上

なお、事業親会社等の職員が多数子銀行へ出向する場合は、子銀行の独立性の問題とは別に、銀行法第4条の免許の審査基準で求められる「銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」の点で、問題になる場合があると考えられる。

○御指摘の点については、本指針の . 1 . (2) a . ウ) において、「事業親会社等の店舗を共有する場合等において、銀行業務の一部を事業親会社等に委託したり、事業親会社等の職員が銀行員を兼職すること等により、保安上ないしリスク管理上、銀行業務の健全かつ適切な運営が損なわれていないか」を免許審査における確認すべき事項として掲げている。

○御指摘の点については、上記の通り、本指針の . 1 . (2) a . ウ) に掲げている通りである。

○本指針においては、子銀行の経営方針に重要な影響を及ぼし得ると想定される主要株主として企業会計原則の実質支配力・影響力基準の考え方を援用し、銀行を自らの子会社ないし関連会社とするような国内会社を事業親会社等と定義している。従って、例えば、15%以上20%未満の議決権であっても、役員のパ遣等により実質的に営業方針等に重要な影響を与えることができるかと推測される場合や、更には15%未満の議決権であっても、緊密関係者の保有する議決権と併せて20%以上の議決権を保有し、かつ、役員のパ遣等により実質的に営業方針等に重要な影響を与えることができるかと推測される場合も

○審査対象となる親事業会社の範囲を、持株比率が10%以上の株主に拡大し、同時に既存銀行についてもこれを適用すること。

○企業グループの中に銀行が入れば、実態的には、親会社の経営戦略に左右される形での銀行経営となる。これは、実態的な機関銀行化であり、これを極力回避するためには、議決権の基準を20%ではなく、5%程度に引き下げるとともに、事業親会社等に対する融資も禁止すべき。また、同様の考え方から、銀行の他業への進出も問題であり銀行経営の健全性の観点から、価格変化の激しい株式の保有を制限さらには禁止すべき。

○新規参加者は、当然に事業シナジーを企図しているものと想定されることから、その意味では、独立性が確保されていなくても、必ずしも「経営の健全性」に直ちに支障がでるとは思われない。

○「経営の独立性」が確保されたからといって「経営の健全性」が確保されるわけではなく、「経営の健全性」については、現行通り監督官庁による検査等を行えば足りることであり、この点は、子会社特有の論点ではないと考える。

○子銀行の独立性を強調し過ぎると、事業会社にとって銀行を傘下に置くことによるシナジーを發揮することが難しくなり、異業種による銀行業参入へのインセンティブは減殺される。また、事業親会社等は、子銀行に対し議決権割合に応じた支配力・影響力を有することは必然であることから、役員の兼任等を禁止することが子銀行の独立性確保にどれほど意義があるか疑問。

○事業親会社は銀行業参入について現時点での経営判断において利点があるとの判断のもと、参入を決定するのであるが、その事業親会社等の経営状況の変化まであらかじめ想定することには無理がある。また、銀行業に参入するからといって事業親会社等の今後の事業展開に制約がつくとしたら本末転倒といわねばならない。その時点での適時適切な開示で十分。

○業務上の必要事項は親会社と遮断するとしても、運営上の責任は事業親会社に持たせてはどうか。また、もともと優良会社が銀行業に参入するのであるから、バックアップ銀行は、オペレーション等の面での支援を除き、必要ないのではないかと。

○免許後の監督において留意すべき事項は、子銀行

本指針における事業親会社等に該当することになる。

○同上
なお、本指針のうち、免許後の監督上の留意点については、同様の形態を持つ既存銀行についても基本的に適用することとしている。

○同上
なお、事業親会社等に対する大口信用供与規制の強化、銀行の株式保有の禁止等の問題は、現行制度では措置されておらず、従って、現行法の枠内での本指針において措置することは困難と考える。いずれにせよ、異業種参入に係る制度改正の問題については、今後、金融審議会等において検討して頂くことを予定している。

○本指針が求めている「経営の独立性」とは、子銀行の経営陣が常に銀行経営の健全性を最優先として、独立して経営判断を行う体制が確保されていること等を指すものであり、そのような意味での「経営の独立性」は、経営の健全性確保のための必要条件と考える。

○同上
なお、経営の独立性が経営の健全性の十分条件ではないことは御指摘の通りであり、新銀行の免許審査及び監督に当たっては、本指針の他、通常の銀行と同様、銀行法等に基づき、財産的基礎、人的構成、内部管理体制等に関する十分なチェックを行うこととなる。

○本指針は、子銀行と事業親会社等とがシナジー効果を發揮することや、事業親会社等が議決権を背景に子銀行に対する支配力・影響力を行使すること自体を否定するものではなく、子銀行の健全性を確保していく観点から、子銀行の経営陣が常に銀行経営の健全性を最優先として経営判断を行う体制が確保されているかどうか等をチェックしていこうとするものである。

○本指針は、事業親会社等の今後の経営状況の変化を予想すること等を求めているのではなく、仮に事業親会社等の業況が悪化した場合に、当該事業親会社等の事業リスクが子銀行に波及することを未然に防止するための方策をあらかじめ策定しておくことを求めているものである。

○子銀行の経営の健全性確保の観点からは、子銀行の経営陣が常に銀行経営の健全性を最優先として経営判断を行う体制が確保されていることが必要であると考え。また、一般に、銀行業に参入する企業が優良会社とは限らないので、バックアップ銀行は必要ないとは、一概には言えないと考えられる。

○既存銀行については、遡って、免許の条件を付

| | |
|---|--|
| <p>特有の問題ではなく、既存銀行についてもあてはまると思われる。</p> | <p>与することができない等の点で全く同じ扱いにはできないが、基本的には御指摘のとおりである。</p> |
| <p>【 . 2 . 事業親会社等の事業リスクの遮断の観点】</p> | |
| <p>○事業親会社等と子銀行の金融取引については、機関銀行化防止の観点から、一般事業会社に対する現行法上の大口信用供与規制やアームズ・レングス・ルールよりも厳しい基準の設定が必要ではないか。</p> <p>○現行の大口信用供与規制は、銀行又は銀行持株会社を資本関係の頂点とする銀行グループを想定したものであり、銀行等の上に事業親会社が存在することは想定されていない。事業会社が銀行を保有することから生じる大きな懸念の一つが機関銀行化のリスクであることを勘案すると、機関銀行化のリスクを顕在化させないために、グループ内各社に対する信用供与について、規制を厳しくする、ないし全面的にこれを禁止する等の措置を講じるべき。</p> <p>○機関銀行化の問題が発生するのは、業況が悪化した後ではなく、業況が悪化しつつある時である。また、親会社の業況悪化時に、子銀行による支援が禁止されると、その他の銀行への返済を後回しにして子銀行への返済を優先するという利益相反が発生する懸念もある。従って、厳格な大口信用供与規制を、事前規制として課するのが適当。</p> <p>○事業親会社等の業況が悪化してからでは、実際に融資を引き揚げることは困難であり、従って、事業親会社グループ向け与信については、大口信用供与規制の限度額よりも圧縮した限度額を設け、予めリスクを抑制すべきではないか。</p> <p>○子銀行が親会社に対して、安易に手形を割り引いたり、当座貸越等を行うならば、当該銀行だけでなく、決済機構や中央銀行も、親会社の支払不能や流動性のリスクにさらされることとなることから、そのような利用のされ方をされる恐れがないか否かも、免許審査及び免許後の監督において留意すべき事項に付け加えるべき。</p> <p>○機関銀行化への懸念から、子会社による事業親会社等に対する資金面での支援につき一定の制限が課せられることは当然であろうが、事業親会社等が流動化による資金調達手段をとる場合はこれを別枠として判断されるよう要望したい。</p> <p>○「事業親会社等の業況が悪化した場合、当該事業親会社等に対し、支援、融資等を行わないこと」</p> | <p>○事業会社を親会社等を持つ形態の銀行に対しては、現行の大口信用供与規制及びアームズ・レングス・ルールの遵守は当然のこと、更に、それに加えて、本指針において、事業親会社等からのリスク遮断策の策定を求めているところである。いずれにせよ、異業種参入に係る制度改革問題については、今後、金融審議会等において検討して頂くことを予定している。</p> <p>○同上</p> <p>○同上 なお、本指針の趣旨は、事業親会社等の業況が悪化した場合、当該事業親会社等に対する支援や融資等を行うことにより、子銀行において追加的な損失が発生する可能性を排除したものであり、従って、子銀行に対し、直ちに、債権の回収を行うことを求めたものではない。</p> <p>○同上</p> <p>○御指摘のような恐れをなくするよう、本指針においては、銀行経営の独立性の確保についての留意点（ . 1 . (2)）や事業親会社等の事業リスクの遮断についての留意点（ . 2 . (2)）を種々掲げているところ。</p> <p>○事業親会社等のリスクを遮断するためには、最低限、事業親会社等の業況が悪化した場合の支援、融資等を行わないことが必要と考えており、例えば事業親会社等の売掛債権の流動化に子銀行が応ずるケースであっても、当該流動化債権のリスク等によっては実質的な支援に当たる場合もあり得ることから、御指摘のケースをア prioriに別枠とすることは適当ではないと考えている。</p> <p>○業況悪化の具体的な基準については、業種、個別企業の実態、子銀行との関係等により異なり</p> |

とあるが、「業況悪化」の基準が不明確であるので、その判定が恣意的にならないよう、明確な基準の設定が必要ではないか。

- 親会社の事業リスクの遮断について、
免許審査に関しては、実際に事業親会社および子銀行にストレステストをかけてみるのが重要ではないか。
事業親会社の財務状況については、少なくとも免許申請時点で赤字の先は認めない等の、具体的基準が必要ではないか。
日本も米国の例に倣って、事業親会社を検査する権限を持つような銀行持ち株会社法を作ってはどうか。
- 事業親会社等が他の事業子会社を保有している場合、当該事業子会社と子銀行との関係においても本指針案と同様の対応がなされる場合があることに留意すべき。例えば、当該子銀行の役員と当該事業子会社の役職員の兼任、当該事業子会社と営業基盤を共有する場合における銀行業務の委託、及び当該事業子会社の破綻等により営業継続が困難とならないような措置等が、これに該当する。
- 事業親会社等が出資している関連企業に対する子銀行の融資についても、適切なリスク遮断策を講じる必要がある。
- 事業親会社等と子銀行が営業基盤を共有する場合の共倒れリスク防止策について、より明確な指針（例示でも可）を示すべきではないか。
- 銀行業務の取扱い店舗が突然なくなることは、消費者利便を著しく侵害する。現在、銀行等は撤退する場合、一定期間おくことになっているが、コンビニエンスストア、スーパーマーケットなど一般小売店は何の歯止めもない。預金者の負担を最小限にするためには、撤退の場合も一定の告知期間を義務づけるべきである。
- 預金者を保護しつつ銀行業からの撤退・廃業についてのルールを定めることを検討すべきである。
- 事業親会社等と子銀行との間で、現金等の金銭的

得るものであり、あらかじめ一律の基準を定めることは困難と考える。従って、本指針においては、各申請者においてそれぞれの実情に応じた具体的なリスク遮断策を策定して頂き、それが合理的なものと判断された場合には、免許付与後、当該リスク遮断策の確実な履行を免許の条件とすることとしている。

- 本指針においては、免許審査に当たり、事業親会社等に起因する種々のリスクを予め想定し、それによって子銀行の経営の健全性が損なわれないための方策を講ずることを求めている。
また、事業親会社等の財務状況については、監査報告書等によって総合的に判断することとしている。
なお、事業親会社等に対する検査は、現行銀行法では認められておらず、従って、現行法の枠内での本指針において措置することは困難と考える。いずれにせよ、異業種参入に係る制度改革の問題については、今後、金融審議会等において検討して頂くことを予定している。
- 御指摘の通り、事業親会社等の子銀行以外の子会社等についても、子銀行との間で営業基盤を共有する場合等当該子会社等のリスクが子銀行に及ぶ可能性が高い場合があり得ることから、当該子会社等に対する必要なリスク遮断策を併せて求めることとしている。なお、この点については、確認的に、本指針の 2.(2)a.ア)に注記することとした。
- 同上
- 御指摘の点は、各申請者がそれぞれの実情を踏まえ策定すべきものであるが、例えば、取引チャネルの多様化、収益源の多様化、事業親会社等以外の者との提携等が考えられる。
- 銀行法第8条は、営業所の廃止について認可事項としており、また同法施行規則第9条第4項は、当該営業所の顧客に係る取引が当該銀行の他の営業所又は他の金融機関へ支障なく引き継がれるなど当該営業所の顧客に著しい影響を及ぼさないものであるかどうかを認可申請の際に審査することとしている（但し、無人の設備の場合はこれらの規定により認可を要しないこととされている。）。
一方、銀行業そのものの廃止については、銀行法第37条第1項で認可事項とするとともに、同条第2項で財産状況、利用者の利便等の審査基準を定めている。
御指摘のケースについても、これらの法令に基づき適切に対処することになると考える。
- 同上
- 一般に、銀行業に関わる設備等における所有・

価値を有するもの、ホストコンピュータ等のインフラ等は、一時的・形式的にも共有してはならないことを明確にすべきである。その上で、各種ライフラインや店舗建物等を共有している場合には分離可能な措置を講じることが必要である。

なお、「営業継続が困難とならないような措置」については、収益面で子銀行の営業継続を担保する代替的措置を求めるべきかどうかを示す必要がある。

○銀行業務の要となる設備等については、法律的に共有としないだけでなく、事業親会社の設備と物理的にも分離した状態を保ち、事業親会社の破綻の際の差し押さえ等の影響が事実上も及ばないようにする必要。

○「営業継続が困難とならないような措置」については、営業基盤の共有の態様等実情に則して判断を行うことが望まれる。

○子銀行の資金調達において、事業親会社からの預金に過度に依存する場合、親会社の経営が悪化し資金繰りに窮した場合、親会社が預金を引き出す可能性や、子銀行の経営が悪化した場合、その情報をいち早く入手し得る立場にある親会社が一般の預金者に先んじて預金を引き出す可能性があり、そのことによる子銀行の流動性リスクがある。そこで、親会社からの預金を銀行の総資産の一定比率以下に規制する等、預金調達先の多様化を図るべきである。

○論理的に存在する事業親会社等の破綻等リスクを前提にして、子銀行が事業会社等の営業基盤を共有することに対する強い規制を設けるならば、事業親会社等の営業基盤を利用した新たな銀行業は結局認められないことになりかねない。事業親会社等と営業基盤を共有する場合に「リスク遮断策」が取られていないとしても、子銀行の営業基盤が健全なものであれば問題はない。

○子銀行が事業親会社等の既存インフラと柔軟に連携し、機敏な対応が図られるように、裁量の余地を残しておくべきであり、この観点から、子銀行と事業親会社等の関係に対し、過度の規制は避けるべきと考える。

○ . 2 . (2) a ア) に記載されている事項は、免許審査の段階において確認する事項ではなく、銀行経営の健全性という観点から、子銀行・既存銀行を問わず、監督の段階で規制すべき事項と思われる。監督の段階で、大口信用供与規制やアームズ・レングス・ルールが遵守されておらず、また、経営基盤の偏りや自己資本比率等の指標からみて経営の健全性に問題があると判断されれば、その

占有関係は様々であり、従って、いかなる設備等につき銀行が単独で所有・占有すべきかについて、一義的に示すことは困難と考える。無論、仮に、銀行が設備等を共同で占有等する場合には、他の共同所占有者等との間で、情報遮断等のファイヤーウォールが必要と考える。また、「営業継続が困難とならないような措置」については、各申請者がそれぞれの実情を踏まえ策定すべきものであるが、例えば、取引チャネルの多様化、収益源の多様化、事業親会社等以外の者との提携等が考えられる。

○同上

○御指摘の趣旨を踏まえて適切に対応して参りたい。

○預金調達先の多様化を図るべきとの点は、御指摘の通りと考える。但し、定量的な基準を設けることは困難なので、事業親会社等に起因するリスクの一つとして、本指針の . 2 . (2) a . ア) のリスク遮断策の中の例示に加えることとした。

○事業会社を親会社等に持つ形態の銀行の場合、子銀行の経営そのものが健全であっても、事業親会社等の経営悪化等、子銀行の意図しない事業リスクが子銀行に及ぶ可能性があり、特に、子銀行と事業会社等が営業基盤を共有しているような場合には、事業親会社等の破綻等による店舗の閉鎖等に伴い、子銀行の営業基盤が一気に失われる恐れ（共倒れリスク）がある。よって、このような事業リスクの遮断策が十分講じられているかどうか、免許審査及び免許後の監督の際にチェックを行う必要があると考える。

○同上

○同上
なお、子銀行か既存銀行かを問わず、御指摘のような問題があれば、監督当局として適切に対処することとなる。

時点で、業務改善命令等により指導すべきであると考える。

○免許付与後、子銀行の主要株主である事業親会社が他の企業に買収された場合、当該事業親会社の経営方針、経営状況が大きく変わる恐れがあるので、この場合も報告の対象とすべきではないか。

○現状の一般的企業グループの関係をみたり、連結決算対象企業との関係をみた場合、種々のリスク遮断策によっても、完全に事業リスクを遮断することはかなり難しいものとする。

○経営情報の判断をどう担保するかも重要な課題。親企業の経営状況を判断する方法として有価証券報告書があるが、預金の担保としては不十分ではないか。検討する必要がある。

○「当該監査報告書の内容が適正であることを監査した他の監査法人による報告書」について、この制度が事業親会社等の監査の内容が適正であることを、他の監査法人が監査することを意味するのであれば、実質的に二重監査となり、会社に過重な負担をかける上、同じ監査基準に従って実施されることから監査結果も概ね同一になることが予想され実質的に意義がある制度とは考えられない。
この制度が日本公認会計士協会が行っている品質管理レビューのようなものをイメージしており、監査が適正に行われているか否かを、他の監査法人が確かめることを意味するのであれば現時点では、当該品質管理レビュー以外に具体的な基準はないので、レビューの内容や水準に大幅な差異が生じる可能性がある。

○「事業親会社等が外国法人等である場合には、財務状況を示す類似の資料」とあるが、外国法人等から上記の報告書を求めることは、実務上困難ではないかと考えられる。なお、外国法人等と国内法人等とでその取扱いを異にする場合は、明確な理由が必要と考える。

○「当該事業親会社等の継続企業（ゴーイング・コンサーン）としての存続可能性について特段問題がない旨の監査法人等の意見書」について、我が国においてゴーイング・コンサーンに係る監査基準が制度化されていない現時点において、監査法人の個別の判断でゴーイング・コンサーンについて意見を表明することは実務上困難と考えられるが、仮に実施できたとしても、内容の異なる異質な意見が公表されることとなり、かえって実務の混乱を招くことになるものと考えられる。また、ゴーイング・コンサーンに対する意見表明は監査の一環として行うものであり、監査とは別に企業の存続可能性を判断して意見書を提出する能力を

○本指針の . 2 . (2) b . イ) においては、免許付与後、子銀行に対し、定期的に、事業親会社等の経営状況・財務状況を示す資料を提出するよう求めており（免許の条件）、こうした枠組の中で、御指摘のような情報も入手することは可能と考える。

○御指摘のようなケースも想定されることから、事業親会社等の経営リスクに伴う子銀行の経営悪化を早期に把握するべく、子銀行の経営に影響を及ぼし得る事業親会社等の業況について、監査法人のチェック機能や格付等も活用しつつ、確認することとしている（ . 2 . (2) b . イ) ） 。

○同上

○「当該監査報告書の内容が適正であることを監査した他の監査法人による報告書」は、事業親会社等に対する監査が適正に行われたかどうかについて、他の監査法人によりダブルチェックするという趣旨であるので、御指摘のうち、基本的に を念頭に置いている。
本報告書は、子銀行に対する監督上の観点から、事業親会社等の財務内容の健全性や存続可能性について、できる限り客観的かつ十分な把握を行うことが重要と考えられることから、これを求めるものである。また、監査の有効性の観点から、あらかじめ判断基準や判断項目を限定する等により対応することも可能と考える。なお、本報告書は、現行の監査制度に基づくものではなく、あくまで、免許審査の際の参考資料として提出を求めているものである。

○事業親会社等が外国法人等である場合についても、事業リスクの波及等の問題があることから財務状況についての、それぞれの特性に見合った類似の資料によるチェックが必要と考えている。

○本意見書は、現行の監査制度に基づくものではなく、あくまで、免許審査の際の参考資料として、（監査報告書とは別に、）提出を求めているものであり、また、監査の有効性の観点から、限定ないし特定する等により対応することも可能と考える。

監査法人は有していないし、これに関し責任を負うことはできない。

○免許申請時に事業親会社等の存続可能性について監査法人等の意見書の提出を求める点に関しては、企業継続能力の取扱いに関する統一的な監査基準が策定されていない現状においては、個別の監査法人が独自の判断で出した監査意見に基づいて迅速な免許審査を行う運用が望まれる。

○一般事業会社と異なり、「投資組合」は当該銀行に対する投資そのものが事業であることからその性格が違ふと考えられる。このことから事業会社に求める財務情報と同等の情報を求めることは現実的でないと思われる。

○健全性の基準作りにおいては、市場の評価であるところの国際的な機関による格付等を参考にすることも検討に値する。

○免許付与後のリスク遮断策の履行状況について、「子銀行に対する検査ないし報告徴求等により確認する」とあるが、親会社に比べ相対的に力の弱い子銀行からの情報だけに依存するのは実効性に乏しいのではないか。また、「事業親会社等の破綻等に伴い、営業継続が困難とならないような措置を講ずること」とあるが、そのような措置を講じることはそもそも困難なのではないか。以上の点に鑑みれば、免許審査時及び免許後において親会社に対する検査等を行うことを免許の条件等に加えるべきである。

○同上

○御指摘の通り、投資組合と子銀行の間で利益相反が発生する事態は基本的には考えにくいですが、投資組合による子銀行株の売却に伴う子銀行の株価の下落、レピュテーションリスクによる預金流出等は考えられ、そのような意味でのリスク遮断策は必要と考える。但し、財務状況のチェックの際に求める資料については、国内会社に関し求めている資料と必ずしも同一である必要はなく、それぞれの特性に見合った類似の資料でよいものとしている。
なお、投資組合については、本指針にある通り、当該投資組合の背後に存在する実質的な出資者で、銀行の議決権の20%以上を自己の計算において実質的に所有する者についても、本指針の対象としているところである。

○事業親会社等の業況の判断においては、御指摘の通り、格付の状況等も参考にしたい。

○銀行法第24条に基づく報告徴求や、銀行法第25条に基づく検査は、罰則で担保された権限であり、かつ、事業親会社等が子銀行を通じた資料の提出等について非協力的であることが予想されるような場合には、そもそも免許を付与しないこともあり得るので、御指摘のように実効性に乏しいということはないと考える。また、いわゆる共倒れリスク防止策については上記を参照したい。
なお、事業親会社等に対する検査は、現行銀行法では認められておらず、従って、現行法の枠内での本指針において措置することは困難と考える。いずれにせよ、異業種参入に係る制度改正の問題については、今後、金融審議会等において検討して頂くことを予定している。

【 3 . 事業親会社等と総合的な事業展開を図る場合の顧客の個人情報の保護の観点】

○「顧客本人の明示的な同意を得ることが必要」とされているが、オプトインなのかオプトアウトなのか明確ではない。何れを選択するかについては議論があるところだが、少なくとも欧米では明確に使い分けられており、本指針案においてもどちらなのか明確にすべき。

○本指針は、免許審査において確認すべき事項として、「顧客情報の相互利用をする場合には、・・・事前に、・・・顧客本人の明示的な同意を得ることを必要とする運用体制となっているか」としており、新銀行に対し、基本的に、オプトインを求めている。

注) オプトイン：事前に顧客の明示的な同意がなければ個人情報の第三者への流通を認めないこと

オプトアウト：既に流通している個人情報につ

いて、事後的に流通を拒否する権限を顧客に与えること

- 一般事業会社である事業親会社と子銀行との間での顧客の個人情報については、相互の活用を抑制するなど厳格な個人情報保護策を講ずる必要がある。
- 個人情報保護法が確立していない現状を踏まえて、当面、当局が保護措置をとることは当然であるが、親企業が子銀行の顧客情報を利用すること自体を基本的には禁止するべきである。
- 個人情報を事業親会社等と子銀行とが相互利用することは認めるべきではない。認めるとしても、情報の利用範囲を厳しく決め、それ以外に利用された場合のペナルティを決めておくべき。
- 免許付与後、顧客の個人情報の保護や非対面取引に伴う顧客の保護策の履行に不適切な状況があれば、銀行法第26条に基づく業務改善命令を発出することもあり得ることを明記すべきではないか。
- 事業親会社と子銀行との間で顧客情報の相互利用を行う場合に、顧客本人の明示的な同意を得ることは個人情報保護の観点から重要。ただし、本人の同意を確認する手段については、書面、口頭、ネット上の応答等の電子的手段のうち、任意の方法を選択できる等、弾力的なものとするという運用が望まれる。
- 「顧客情報の相互利用を行う場合には、最低限、事前に、利用する業者の範囲、利用目的、利用方法等を明確にした上で、顧客本人の明示的な同意を得ることを必要とする運用体制となっているかどうかを確認する。」とあるが、具体的なガイドラインは提示しないのか。
- 事業会社等と子銀行間の顧客情報の相互利用については、子銀行における管理体制、人的問題、システム面からの個人情報の流出防止策等、十分な保護策が講じられるべき。但し、同一金融グループ内の場合は、総合金融サービスの提供やグループ全体のリスク管理等を目的としたものであり、顧客サービスの向上や金融機関の健全性確保の観点から必要と判断される場合には、同条に基づく業務改善命令を発出することが可能と考えられる。
- 特別な個人情報保護法が制定されていない現状の下では、親会社が子銀行の顧客情報を利用することを一律に禁止することはできないが、本指針にある通り、「最低限、事前に、利用する業者の範囲、利用目的、利用方法等を明確にした上で、顧客本人の明示的な同意を得ることを必要とする運用体制となっているかどうかを確認する」こととしている。
- 同上
- 同上
なお、銀行法第26条においては、「銀行の業務若しくは財産の・・・状況に照らして、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行に対し、・・・監督上必要な措置を命ずることができる」とされている。従って、例えば、個人情報の保護に関し、特に不適切な業務運営が見受けられ、銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から必要と判断される場合には、同条に基づく業務改善命令を発出することが可能と考えられる。
- 上記の通りであり、本指針に明記はされていないが、銀行法第26条に基づく業務改善命令を発出することは、当然可能と考えられる。
- 顧客本人の明示的な同意と言い得るもので、かつ後々において争いとなり得ない手法であれば、業務形態等各申請者の実情等に応じた確認手法とすることで問題ないものとする。いずれにせよ個人情報の保護については、現在、情報通信技術（IT）戦略本部・個人情報保護法制化専門委員会において法制化に向けた検討が進められており、特定分野における個別法を含め将来法制化された場合には、その規制に服することになる。
- 同上
- 金融機関等相互間での個人信用情報の利用が金融機関等のリスク管理の強化や多重債務者問題の解決に資すると考えられる一方で、顧客のその他の個人情報については、同一金融グループ内で利用する場合と、事業親会社等との間で利用する場合とで、規制に差を設ける積極的な理由は乏しいのではないかと考えられる。いず

点から一律に規制すべきではない。金融グループの場合は、情報交流が顧客の予見の範囲内である金融分野に限られること、当該事業者間において必要な安全保護措置が講じられること等を条件に顧客本人の同意を不要とする等の弾力的な対応を業界の自主ルール等で定められるようにすべき。

○金融グループ内における個人情報の利用については、FISCが指針を出しているが、業務内容が業法等で明確化されていない事業会社グループにおいては、FISCの指針よりも厳格な個人情報保護策が講じられるべき。

○子銀行の保有する顧客の個人情報を親会社が活用する場合については、親会社が事業会社であるか銀行であるかにかかわらず、顧客の明示的な同意を必要とする等、同一の取扱いを行うべきと考える。

○顧客の個人情報の保護の問題は、事業親会社等と子銀行という関係においてのみ問題となるものではなく、従来の銀行とその子会社、更には一般事業者とその子会社との関係においても同様の問題がある。親子会社の存在を認め、合併に加えて会社分割や持ち株会社制度を整備した法制度のもとで、親子会社間における個人情報の共有と個人情報保護をどのように考えるべきかを、別に検討すべきである。

○顧客の個人情報保護については、幅広くその保護の在り方が議論されているが、(2) a . b . については既存の銀行業務においても行われるべきものであり、十分配慮する必要がある。

○子銀行・既存銀行を問わず、個人情報の利用に際してのルール作りは必要であり、また、情報管理体制を整えるとともに紛争処理体制についても整える必要がある。

○子銀行が他の銀行と業務提携を行う場合、事業親会社等ないし子銀行が提携銀行の顧客の個人情報を利用することも予想される。こうしたケースにおいては、事業親会社等と提携銀行の間における個人情報保護にも留意する必要がある。

○個人情報の保護について、将来の法制化に柔軟に対応できるよう、予め、個人情報を取引情報、信用情報等で分別管理する。

○情報の利用形態等に応じて、顧客情報へのアクセス権を制御する形で、運用する内部管理体制及び報告体制を整備する。

○顧客情報の保護について、民間事業者の自主規制の活用について検討願いたい。

れにせよ個人情報の保護については、現在、情報通信技術（IT）戦略本部・個人情報保護法制化専門委員会において法制化に向けた検討が進められており、将来法制化された場合には、その規制に服することになる。

○同上

○同上

○同上

○御指摘の通りであり、今後、既存銀行に対しても、本指針の考え方を踏まえ監督を行うこととしている。

○同上

なお、平成12年6月に公表された「個人情報保護基本法制に関する大綱案」（中間整理）（高度情報通信社会推進本部・個人情報保護法制化専門委員会）においては「第三者的な苦情・紛争処理機関の設置について、公的機関又は民間の自律的な機関とすることを含め、実効的な解決を進める観点から検討する」とされている。

○御指摘のケースにおいては、先ず提携銀行がその顧客に対し事前に個人情報の利用について同意を求めるべき問題であると考ええる。

○御指摘の点は、ベストプラクティスとしては考えられるが、本指針では、ミニマムスタンダードとしては求めないこととした。

○御指摘の通りと考える。

○上記の「個人情報保護基本法制に関する大綱案」（中間整理）においては、「事業者は、個人情報の保護の推進を図るため、必要な場合は、

他の事業者と協力して、事業者が遵守すべきガイドラインの策定」を行うことを求めている。

【 ． 4 ． 資産構成が国債等の有価証券に偏っている場合のリスク管理や収益性の観点】

○信用リスクのある株式や社債等の有価証券を大量に保有している場合には、当然のことながら、金利リスク、事務リスク等に見合った自己資本に加えて信用リスク見合いの自己資本も必要となる。また、このような信用リスクの管理体制の整備も求められる。なお、現在、新たなB I S規制のフレームワークにおいて、金利リスクやその他のリスクに対する資本賦課が議論されているところであるが、このような議論と平仄を合わせることも必要。

○資産構成が国債等の有価証券に偏っている場合に、金利リスク等のリスク特性に見合った自己資本を必要とする点については、リスク管理の観点から重要。ただし、金利リスクを抱えているという点は既存銀行も同様であり、所要自己資本額算定に際しては、現在、国内基準が適用される既存銀行について金利リスクを考慮していないが、既存銀行と新規参入銀行との間で同一の取扱いを行うべきと考える。

○貸出を行わない銀行に免許を付与することについて、現行の銀行法第2条の銀行の定義との関係で為替取引の解釈を明確にすべき。

○「収益の前提となる諸条件について見込みを下回った場合の対応策が講じられており、その場合でも一定の収益を見込めるか」とあるが、「一定の収益」の具体的な判断基準を明示すべき。

○ ． 4 ． では、収益源や収益性につき留意することが論じられているが、支出の合理性についても勘案されるべき。

○収入源の確保においては、安定的な顧客基盤が期待できるか否かが大きな要因。事業開始時に確保できる顧客基盤の大きさについても、収益性の判断基準として評価すべきではないか。

○全ての新設銀行に、仮に貸出業務が得意でなくても、計画上の収益のために、その不得意、非効率分野をも展開せざるを得ないような事業計画を用意しないと、免許を認めないとする「基本的考え方」は時代の要請に合致しているか疑問。計画事業の収益性が低くとも、着実に一定年度後に黒字

○御指摘の通りと考える。

○金利リスク、事務リスク等に対する追加的所要自己資本が金融機関一般に求められるべきことは御指摘の通りであるが、既存の銀行は既に自己資本の厚みがあり、これらのリスクもある程度吸収できるのに対し、信用リスクをほとんど取らない形態の銀行については、現行の信用リスクを基本とした自己資本比率規制の下では自己資本がほとんど不要となり、より問題が顕在化することから、特に採り上げたものである。なお、金融機関一般の金利リスク、事務リスク等に対する所要自己資本については、現在、バーゼル銀行監督委員会において検討中であり、これが具体化された際には、金融機関一般に対し適用されることになる。

○銀行法第2条で規定する「為替取引」とは、一般に、「隔地者間において、直接に現金の輸送をなすことなく、資金の授受の目的を達成すること」を指すものと解されている。

○「一定の収益」とは、基本的には、経常経費を賄う程度（即ち、経常利益を見込める程度）の収益を念頭に置いているところであり、この点について、指針上明記することとした。

○およそ銀行一般に対し支出の合理性が求められることは御指摘の通りであり、当局としても、既存銀行と同様、その点についても重視していく所存。本指針は、新たな形態の銀行において事業計画上予定していた収益が上がらなかった場合、代替的な収益源があるかどうかを留意点として挙げたものである。

○御指摘の顧客基盤についても、確実かつ将来にわたり安定的と見込まれるものであれば、評価し得るものと考えられる。

○本指針においては、信用リスクを取らない銀行については、信用リスクに見合ったリターンも期待できないことから、将来の収支見通しに係る審査にあたっては、具体的な収益源等について入念な審査が必要である、という趣旨を述べているに過ぎず、御指摘のような、不得意、非

| | |
|--|---|
| <p>化する事業で金融サービスを提供する新銀行は、社会的にも必要として存在が認められるべき。</p> <p>○全国的な決済業務を営む場合、確実な決済の確保が見込まれることが必要としているが、決済専門銀行等においては、確実な決済を確保するための新しい制度、管理機構をその業界内に整備することが必要である。</p> | <p>効率的な分野における事業展開を求めているわけではない。(そもそも、不得意、非効率的な分野での事業展開では収益は上がり、従って、経営の安定化も図れない。)</p> <p>○ . 4 . (2) a . ウ) は、必ずしも御指摘のような整備を求めているものではない。典型的な例としては、日銀の当座預金取引(日銀ネット)への加入が挙げられるが、日銀ネットに加入していなくても、例えば、大手銀行に最終決済を委託すること等により、確実な決済が確保される場合には、本指針の基準を満たすものと考える。</p> |
| <p>【 . 5 . 有人店舗を持たずインターネット・ATM等非対面取引を専門に行う場合の顧客保護等の観点】</p> | |
| <p>○流通業関連の銀行業務の場合、一般の買い物客と銀行利用者が混在することになるが、ATMの設置場所及び表示画面の遮断性など銀行利用者の情報保護を始め、安全性の確保に万全を期すべきである。</p> <p>○免許審査及び検査の折には、小型ATMの設置を許しているコンビニオペレーターと銀行との契約内容及び、安全マニュアル等広く確認の対象とすべきである。</p> <p>○IT革命が進む中で顧客情報の漏洩対策、ID、パスワード等の盗難防止、コンピューターウイルス、ハッカー等の犯罪対策を始め、システムダウンした場合のバックアップ対策など、多くの課題がある。インターネット専用銀行については、こうした問題に対応するセキュリティーの確保を図る必要がある。</p> <p>○非対面取引を専門に行う形態の銀行において、マネー・ローンダリングやマル優等の本人確認が確実にできるか疑問。非対面取引において、本人確認を確実にするためのより具体的な方法を示すとともに、本人確認義務の履行体制等について厳格な対応が必要。</p> <p>○非対面取引専門銀行の場合、システムダウンが、即営業の全面停止につながる。システムダウンの際、例えば、既存銀行では便宜的に窓口で現金支払を行うが、非対面専門銀行において具体的にどのような態勢整備を行うべきか、より明確な基準を示すべき。</p> <p>○金融監督庁の検査マニュアルにおいては、セキュリティーポリシーの策定及び運用が義務づけられているが、本指針においては言及されていない。</p> | <p>○本指針にある通り、コンビニにATMを設置する等のインストアブランチ形態については、保安上ないしリスク管理上、銀行業務の健全かつ適切な運営が損なわれていないか、また、顧客保護等の観点から適切な態勢整備がなされているか等、十分なチェックを行うこととしており、御指摘の点についてもその中で確認して参りたい。</p> <p>○同上</p> <p>○御指摘の通りと考える。</p> <p>○インターネット取引等の非対面取引は、既存の銀行においても行われており、その場合、本人確認の方法としては、例えば、ネット上での申込で取引を完結させず、銀行から顧客の住所宛に申込用紙を郵送し、不着とならないことを確認するとともに、顧客から申込書と併せて本人確認のための資料を返送してもらう等により対応しているものと承知している。非対面取引専門の銀行においても、基本的には同様の方法で対応することになるものと考える。</p> <p>○御指摘の点は、各申請者がそれぞれの実情を踏まえ策定すべきものであるが、例えば、バックアップシステムの導入、顧客の苦情・相談窓口としてのコールセンターの整備、他の金融機関との提携等による取引チャネルの多様化等が考えられる。</p> <p>○検査マニュアルは、新たな形態の銀行に対する検査においても、基本的に適用されることになると考える。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>○ATM等の運営を専門的に行う銀行の場合は、現金の管理態勢等についても整備されているかが確認されるべき。なお、「適切に対応し得るための態勢」については、基本的に、当局が画一的な基準を設けるのではなく、各銀行がビジネスモデルに応じて整備することを可能にすべき。</p> <p>○ . 5 . (2) a . エ) について、システムのアウトソーサーに対しても銀行監督を及ぼすとの意か。また、外部機関の評価書類とはどのようなものを指しているのか不明である。</p> <p>○電子金融取引における顧客保護に関しては、非対面取引専門銀行に限らず、既存銀行を含めた観点から留意事項を整理すべきである。なお、発展が著しい電子金融取引の拡大を阻害することのないよう、過度の規制は避けることが必要。</p> <p>○インターネットやATM等の非対面取引を専門に行う銀行については、取引過程における諸手続等が適切に履行されることが重要になるため、特に一般顧客が「安全かつ簡便に利用できる仕組みづくりや環境の整備が行えること」を条件とすべきである。</p> <p>○「一般の利用者が特別な訓練を経ずして安全かつ簡便に利用できる仕組みが整えられている必要」とあるが、基本的なスタンスとしては理解できるが、解決においては一律の基準等によるのではなく、利用者の評価をベースに対応すべき。</p> <p>○銀行の利用に当たり、預金、決済の他、金融商品の購入等多様な取引にかかわる可能性がある。こうした場合、ネット上の情報がどこまで理解可能か、買い物客が周りにいたり、後ろに次の利用者が待っている場合に契約条項をどこまで読みこなせるか疑問である。リスクのある契約等の導入については、情報提供の方策を慎重に検討することが必要である。</p> <p>○顧客に対する説明、苦情処理に迅速かつ十分な対応を行うために、コールセンター等を設置する。また、顧客の利用時におけるトラブル対応として顧客に不安を与えない仕組みを内部管理体制及び報告体制として構築する。</p> | <p>○御指摘の通りと考える。</p> <p>○御指摘の点は、システムの安全管理体制等について、外部に委託している部分も含めて適切なものとなっているかどうかについて、免許審査及び免許後の監督において銀行に対し確認を求めるとの趣旨であり、システムの委託先に対し直接監督を行うというものではない。また、外部機関の評価書類とは、監査法人のシステム監査等、外部の評価機関による評価報告等を指しているものである。</p> <p>○本指針は、既存銀行がインターネットバンキングを行う場合の監督においても、基本的に適用することとしている。なお、本指針の他、「金融サービスの電子取引と監督行政に関する研究会」の報告書（平成12年4月）を踏まえた監督も行われることになる。</p> <p>○御指摘の通りであり、本指針においても「一般の利用者が特別な訓練を経ずに安全かつ簡便に利用できるような仕組みが整えられている必要」があるとし、このような観点から免許審査及び免許後の監督において留意すべき事項を種々掲げているところである。</p> <p>○一律の基準によるのではなく、各申請者がそれぞれの実情を踏まえ、利用者サイドからの観点を十分に反映した態勢の整備を行うべきものと考ええる。</p> <p>○本指針にある通り、法令に基づく顧客への説明義務の履行等につき、無店舗営業であっても適切に対応し得るための態勢が整備されているかどうか、十分なチェックを行うこととしている。なお、上記の通り、本指針の他、「金融サービスの電子取引と監督行政に関する研究会」の報告書を踏まえた監督も行われることになる。</p> <p>○御指摘の通りと考える。</p> |
| <p>【 . 既存銀行等への適用】</p> | |
| <p>○銀行業務の公共性に由来する、法令に基づく規制はもちろん、行政指導においても、新たな形態の銀行に対しても既存銀行に対するのと同様に公平に行うこととし、既存銀行との公正な競争が確保されるようにするべきである。</p> | <p>○新たな形態の銀行においても、銀行法上の銀行として、既存の銀行と同様、経営の健全性確保の観点からの監督を受けることは御指摘の通りである。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>○指針案は、既存の銀行を事業会社等が買収した場合や同様の形態を持つ既存銀行の監督においても適用するとしているが、競争力強化、公平性の観点からも免許審査・監督上の対応は同一とすべきと考える。</p> | <p>○本指針のうち、免許後の監督上の留意点については、同様の形態を持つ既存銀行についても適用することとしており、具体的には、既存銀行に対する検査ないし報告徴求等により確認することとしている。</p> |
| <p>【制度改正・規制緩和等】</p> | |
| <p>○異業種による銀行業参入については、運用法の指針のみの対応でなく、今後、早急に銀行法の改正に着手して欲しい。また、検討に際しては、利用者の利便性向上と金融システム安定の両面からの十分な検討が必要。</p> <p>○主要株主の変動の届出、事業親会社等の経営状況等を示す資料の定期的な提出については、極力早期に法令上規定することが望ましい。また、一般に企業の株主変動について、当該企業が直ちに知ることにはできないことに鑑みれば、銀行の議決権の20%以上を保有することとなった事業会社等に報告義務を課すことが適当であり、これに必要な法整備も検討されるべき。</p> <p>○「免許付与後、事業親会社等に該当する主要株主に変動がある場合」には、主要株主としての適格性をチェックする体制を整備するなど、金融機関の健全性を害するおそれのある株主を排除し得る措置を講ずる必要がある。</p> <p>○独立性の確保といっても、事業親会社等が、突然、子銀行の経営に干渉したり、または業況悪化して子銀行の支援を求めたりした場合には、監督が後手に回るリスクがあるのではないか。これを避ける方策の一つとして、事業親会社による子銀行の株式保有割合を、経営支配権が及ばない一定のレベルに制限してはどうか。</p> <p>○事業会社が主要株主であることに鑑み、「経営の独立性」の観点から、株主権の不当行使が行われないよう手当する必要がある。しかし、株主権の不当行使規制の問題は、事業親会社に特有の問題ではなく、「経営の独立性」を阻害する虞のある一定の事項については銀行の株主権一般を制限するという方向で検討すべきである。</p> <p>○指針案を補完するものとして、法人の質的分析・内容把握のため、法人登記番号制度（仮称）（全ての法人に背番号を付け、法人にその番号使用を義務づける。法人は会計処理・登記等の取引に際し取引相手方も含め法人登記番号を附する。取引内容によっては取引対象物件にも法人登記番号を付する（例：株式取引、不動産取引）。これにより法人に関するデータ処理・分析の面での名寄せ集約管理利用を行う。）制度を採用してはどうか。監督当局は銀行の健全性に支障をもたらすような不適格な主要株主を把握し、これを排除し得る権限を付与されている段階ではないとのことだが、法人登記番号制度の整備により実質的な事前把握が可能。</p> | <p>○異業種参入に係る制度改正の問題については、今後、金融審議会等において検討して頂くことを予定している。</p> |

○指針案の基本的な考え方等に賛成するが、以下のような事業親会社等に対する直接の監督権限等について立法的手当てを検討すべきではないか。

10%以上の銀行株式取得者は、主要株主として届出や監督等の対象とする。

事業親会社が銀行に対する持株比率を更に高める場合に、届出義務等なんらかのチェックをする仕組みを設けるとともに、例えば50%超の子会社とすると監督上の規制等を強化するといった措置を設ける。

関連して、親会社による子会社の株式取得価額の合計額が親会社の総資産の額の過半を越えると、当該親会社は、子銀行の銀行法上の銀行持株会社となって、子銀行等金融子会社の管理経営以外の業務を営めなくなるのに対し、過半を超えなければ、単なる銀行の親会社に過ぎないため、いかなる事業活動も行えるというのは、バランスを失っているように思われることから、何らかの立法的手当てが必要ではないか。

○事業親会社等の業況把握の重要性に鑑みれば、免許審査時及び免許付与後、監督当局が事業親会社等から、直接、その財務状況等に係る報告を徴求し、内容を聴取する権限等を、監督当局に対して付与すべき。

○事業親会社等に対する監督当局の検査権限を法定すべき。

○バーゼル・コア・プリンシプルの要請等を踏まえ銀行の健全性に支障をもたらすような不適格な主要株主を把握し、これを排除し得る権限の付与について、金融審議会において早期に議論されることが望まれる。

○免許審査時に事業親会社等の子銀行に対する支援姿勢、コミットメント等を確認し、それら进行评估して免許を付与した場合は、現実に子銀行の経営が悪化しても、免許審査時に確認した支援姿勢、コミットメントを維持するよう事業親会社等に直接要請する権限等を監督当局に付与することも検討すべき。

○営業開始後3営業年度終了までに1営業年度で当期利益が見込まれることが免許の審査条件となっているが、銀行の経営の健全性を判断するには、システム投資の多寡等によって大きく左右される当期利益よりも、自己資本比率又はキャッシュフローの見込を基準として判断していくのが望ましいのではないか。

○銀行の他業禁止の緩和等の規制緩和の問題については、「基本的考え方」において、「規制緩和推進計画」に沿って着実に検討を行うこととされているが、銀行業への異業種参入という事態を踏まえ、既存の銀行についても、公正な競争条件の確保と適切な収益の確保という観点から、規制の一層の緩和について早急に検討を進めて欲しい。

○免許の審査に当たっては、当期利益の見込のみならず、自己資本比率やキャッシュフローの見込等についてもチェックを行っているところ。

○異業種の銀行業参入問題とは裏腹の関係にある規制緩和の問題については、関係各方面の理解を得つつ、本年3月末に閣議決定された「規制緩和推進3か年計画(再改定)」などを勸案し、金融審議会等において検討を行ない、着実に規制緩和を推進することとしてい

○新規参入の金融機関との競争条件の公平性の確保や適切な収益の確保という観点から、既存の金融機関とりわけリテールに徹する協同組織金融機関に対し一段の規制緩和を促進すべきである。

○一般企業の銀行業参入の「見返り」を求める議論が一部で展開されているが疑問。単純なイコールフィッティングの発想は、金融システムを担う銀行は特別という観点から公的資金を導入して安定化を図った過去の状況からみると問題。銀行業務の基本的性格にかんがみ、他業への関与の拡大については慎重に対処することが望ましい。

○デビットカードによってもたらされる新たなサービス形態の一つ「店舗にあるレジを活用したキャッシュアウト、キャッシュインサービス」についても導入されるよう提案したい。

る。

(注) 取りまとめの便宜上、提出された意見等は適宜集約したものとしている。